

山梨県環境影響評価等技術審議会概要
(仮称) 甲府・峡東地域ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書

開 催 日 : 平成 19 年 8 月 10 日(金)

会 議 : 県庁北別館 5 0 7 会議室

< 会議出席者 >

技：審議委員

田中収(会長)、石井信行、片谷教孝、工藤泰子、坂本康、杉山憲子、
鈴木邦夫、平林公男、田中章、福原博篤、山下恭弘、湯本光子

事業者

甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合（落合俊美建設課長、宮沢一男、仲川辰男、
今井淳樹）

日本技術開発株式会社(村山、大矢、中川)

事務局

相沢享みどり自然課長、

秋山孝総括課長補佐、保延和正主査、土橋史副主査、和田政一技師

山梨県環境影響評価等技術審議会 次第

開会

あいさつ

議事

(仮称)甲府・峡東地域ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書について
その他

閉会

資料

- ・ 仮称) 甲府・峡東地域ごみ処理施設整備事業に係る方法書手続について
- ・ 環境影響評価等技：審議会議事録 (H19.7.13)
- ・ 環境影響評価等庁内調整会議幹事会概要 (H19.8.1)
- ・ 関係市長意見
- ・ 意見・質問等
- ・ 事業者提出資料 (事前配布)
- ・ 手続き中の案件について

日 程

13：15 集合 (山梨県県庁北別館 5 0 7 会議室)

13：20 事業者説明(60分)、 質疑応答

15：35 意見交換

17：00 閉会

1 開会

(進行 保延主査)

本日は、皆様にはご多忙のところ、本審議会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

本件につきましては、平成19年7月13日に現地調査及び検討を頂いているところです。今回は、前回に引き続き、検討を行う中で技：審議会としてのご意見をいただきたいと考えておりますので、よろしくお願い致します。

2 あいさつ

(進行 保延主査)

議事に移る前に、相沢みどり自然課長より、ごあいさつ申し上げます。

(相沢課長)

相沢でございます。本日は、お忙しい中の審議会にご出席いただき大変感謝申し上げます。

今回審議をお願いします(仮称)甲府・峡東地域ごみ処理施設整備事業につきましては、7月13日に現地調査をお願いし、ご議論を頂いているところです。この事業につきましては、これまでご審議をいただいていた案件と比べ非常に早い段階で手続が開始されています。これは、環境影響評価手続本来の目的である「事業の早期段階からの手続開始」を反映したものであり、環境影響評価手続と平行して事業計画が出来上がっていくため、環境影響評価の結果がより具体的に事業に反映されるものと考えております。

また、今回は事業者から、前回の審議会でご指摘のあった「事業計画の代替案」の検討方針についても、(案)が提示されています。

今回の審議会においては、こうしたことを踏まえる中で、知事意見形成のための皆様のご意見を賜りたいと考えています。

また、本案件につきましては、8月27日(月)に「知事意見の骨子」を作成いたしまして、再度ご検討いただく予定となっております。お忙しい中で再度開催することとなりますが、ご協力をお願いいたします。

短い時間ではございますが、ご審議をよろしくお願いいたします。

3 議 事

(進行 秋山総括課長補佐)

これより審議会の議事に入ります事になりますが、本日は、15名の委員のうち、12名の出席をいただいておりますので、山梨県環境影響評価条例第47条11項に規定される、委員の2分の1以上の出席が得られておりますので本審議会が成立していることをご報告します。

それでは、これより次第に従いまして、議事に移らせていただきます。本審議会の議長は、条例第47条10項の規定により、会長があたることとなっております。

田中収会長、議事進行をよろしくお願い致します。

議長：田中会長

これから審議を進めてゆきますのでご協力をお願いします。

運営方針の確認

案件の審査に入る前に、本審議会の運営方法について確認をお願いします。

本審議会については、

- ・ 動植物の希少種や個人情報に係る部分を除いて全て公開とし、
- また、
- ・ 議事録については、発言者名を含む議事録を公開する。
- という事でご確認をお願いします。

傍聴人の皆様へ

公聴を希望する方には、技術審議会を速やかに進行するため、傍聴人の皆様には、次の点についてご協力をお願いします。

- ・ 審議中は静かにお願いします。
- ・ 拍手、声援、野次等を行わないでください。
- ・ その他審議会の進行を妨げるような行為は行わないでください。

以上よろしくお願いします。

議事の進行について

今回の審議は、事業者から方法書の内容について質疑を含めて1時間程度説明を受け、質疑応答及び検討を行い、次回の8月27日の審議会において、「知事意見の骨子」の検討が行えるように進めてゆきたいと考えています。

本案件は、事業計画が固まる前の早い段階における方法書手続となっています。

そのため、審議会の進め方についても委員の審査の視点を切り替えておく必要があると考えますので、事務局から本案件の審査の進め方について説明を受けた後、審議を行います。事務局説明をお願いします。

(説明 事務局：土橋副主査)

今回の審議の進め方についてご説明いたします。お手元の資料『(仮称)甲府・峡東地域ごみ処理施設整備事業に係る方法書手続について』をご確認ください。

今回の手続につきましては、昭和町、北区間、東区間の方法書と比べて非常に早い段階から手続を開始しています。

今回示されている方法書については、計画の主要施設の処理方式、施設レイアウトが未確定であることから、準備書の作成までの間に施設配置計画、立面図、排ガス量等の評価を行う中で検討してゆくこととなっているが、前回の審議会の中でもう少し情報が必要だ

ということで、今回の資料を用意いたしました。

< 『(仮称)甲府・峡東地域ごみ処理施設整備事業に係る方法書手続について』を説明 >

今回の手続については、事業計画が今後立てられていくという視点のなかでご審議いただければと考えています。ご審議よろしく申し上げます。

議題 1 案件審査

(仮称) 甲府・峡東地域ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書

(1) 事業説明

議長：田中会長

これより、方法書の内容について事業者から、事前に補足資料が提出されています。ので、資料の説明を受けたいと思います。

事業者の方につきましては、限られた時間内約50分での説明となります。

それでは、説明をお願いします。

<事業者説明 仲川氏>

審議会に先立ち、前回の審議会の意見を踏まえ、みどり自然課と協議する中で、現時点における事業計画内容に関する資料を添付させて頂きました。ご審議ご指導よろしく願います。

それでは、各資料の内容について説明します。資料については、11種類の資料を用意いたしました。

大きく分けると、ごみ処理施設計画に関する資料(資料 1-1、1-2)、ごみ処理施設の計画の諸元に関する資料(資料 2-1～2-5)、地質調査に関する資料(資料 3-1)、環境保全措置に関する資料(資料 4-1)を用意しました。また、追加資料として、資料 1 は計画地周辺の地形断面の資料、資料 2 は類似施設の「ばい煙」の発生状況を用意しました。

それでは、資料 1-1 事業計画の複数案の検討方針について説明します。

本事業について、現段階では処理方式、施設の配置等について決定されていないため、事業の概要を把握しにくいという面がございます。

そのため、方法書手続においても、環境影響評価の実施に当たっては、複数案の比較検討により予測及び評価を行う旨が記載されている。資料 1-1-1 から 1-1-3 まででは、今後検討していく複数案の考え方を記載した。ただし、現時点では決定されているものではないため、想定しているものを(案)として提示しています。

検討に当たっては、基本的に施設配置、煙突位置、煙突高、処理方式、排出ガス濃度について複数案を検討していく考えです。

施設配置については、資料 1-1-1 の A 案及び B 案を基本として検討する。ごみ処理施設の施設配置においては、管理等、焼却溶融施設、リサイクル施設の順に配列することが作業上の効率性が確保されるからこの流れを基本とします。

A 案は西から管理等、焼却溶融施設、リサイクル施設の順に配置した案です。

B 案は逆に西からリサイクル施設、焼却溶融施設、管理等の順に配置した案です。

なお、その他の考えられる案としては、焼却溶融施設とリサイクル施設を入れ替える案も考えられる。

A 案の考え方に基づき、現在検討している概略造成平面図が資料 1-1-5 に示した図-1(非公開資料)となります。図には、ごみ処理施設へのルートが 4 ルート示されているが、全て

を設置するのではなく今後の検討の中で2ルート程度に絞り込む考えです。

最終処分場については、まだ、建設地として決定されていないが、決定された場合は谷を利用した埋立地を計画する。

埋立地の堰堤の位置については、地質調査の結果によっては、より前面(西側)になる案も考えられる。その場合、浸出水の処理施設や、雨水調整池がより北西側になることが想定される。

煙突の位置については、焼却溶融施設の端に設置することが基本的な考えとなるため、表-2に示すようにA案、B案とします。

煙突の高さについては、表-3に示すとおりA案59m、B案80m、C案100mを基本とし比較検討していく考えである。煙突の高さを高くすれば大気拡散は促進され大気汚染の影響を低減することが考えられる一方、航空法に基づく照明や視認しやすいといった問題が発生することが考えられる。

また、処理方法については、表-4に示すとおり「焼却+灰溶融方式」、「ガス化溶融方式」があり、各処理方式の諸元を設定し比較検討してゆきます。そのため、各メーカーにより処理法岸が異なりますが、各メーカーにヒアリング調査を行い、書く処理方式による排ガス用件等を設定してゆく考えであります。なおここで処理方式の概要などの比較資料を資料2-2にまとめてありますのでコンサルから説明します。

(事業者：村山氏)

焼却方式(資料2-2-3)について資料に沿って説明

- ・ストーカー炉、流動床炉が考えられる。
- ・ストーカー炉のほうが多く安定的に稼働している国内では実績がある。

灰溶融方式(資料2-2-4)について資料に沿って説明

- ・灰溶融の方式は熱源の違いにより燃料燃焼式、電気式に分けられる。
- ・燃料式はスラグの品質があまりよくないが、操作性や構造が簡便であるのが特徴
- ・電気式については、廃棄物処理施設において発電した電気により行うことが一般的であり、燃料消費や排ガス量が少なく良品質のスラグを生成するが、操作性や構造が複雑であることが特徴

ガス化溶融方式(資料2-2-5)について資料に沿って説明

- ・シャフト炉式は国内では唯一長期稼働実績がある。また、他の方式では不燃固化物が出るが、本方式では最終処分は飛灰固化物のみ。また、溶融後の金属は溶融メタルとして合金化されるためリサイクル用とが限られる。また、熱量に関係なくコークスを用いるため、二酸化炭素の発生量やランニングコストが高つく。
- ・キルン式及び流動床式は、処理不適物として鉄類などの金属、不燃物、多量の高含水率汚泥がある。また、最終処分は飛灰固化物と不燃物である。ただし、鉄やアルミについては、未酸化で排出されるためリサイクルしやすい。
- ・ガス化改質式は他に比べて導入実績が少ない、溶融後の金属は溶融メタルとして合金化されるためリサイクルの用途は限られる。ただし、回収したガスを冷却、洗浄するため、最終処分が不要である。

事業者:仲川氏

資料 1 - 1 の説明に戻ります。

資料 1-1-2 を参照してください。煙突からの排出濃度については、法規制地を前提とし、今後実現可能な自主規制地を検討する。

- ・ 代替案の比較は法規制値と自主規制値について比較検討を行います。

以上のような複数案を整理すると資料 1 - 1 - 3 の表 - 6 に示すとおりです。

環境影響評価の段階ではこれら全ての組み合わせについて比較検討を行うか、もしくは、環境影響評価の特徴的な違いが見られるケースを抽出し、その結果を準備書に記載する考えです。

また、各複数案の評価に当たっては、表 - 7 に示すとおり、書く複数案の結果を比較するとともに、関連するその他環境項目についても比較対象とし、準備書では総合的な変化を示す考えです。

資料 1 - 1 - 7 は、事前に委員から曾根丘陵公園から対象事業実施区域までの地形断面を把握したいという意見がありましたので添付しました。曾根丘陵公園は標高 330 m に位置し、標高 275 m 程度の蟹沢川を越え、対象事業区域の概ね 280 m から 315 m の関係になっている。

また、本日追加資料 1 - 1 に国母駅から滝戸山 (B - B')、酒折駅から三方分山 (C - C') の地形断面図を示した。

資料 1 - 1 - 8 は、事業実施区域周辺の航空写真です。資料 1 - 1 - 5 の施設の位置関係を赤く示しました。

資料 1 - 2 以降についてはコンサルが説明を行います。

(事業者：村山氏)

資料 1 - 2 は、本事業計画の詳細がまだ決まっていないことから、本事業と類似する他事例のごみ処理施設及び最終処分場について整理したものです。

<< 資料に沿って説明：施設の特長について説明 >>

追加資料 - 2 として、事例紹介しているばい煙測定結果です。エコクリーンプラザみやぎ、八穂クリーンセンターについては H18 年度の結果を記載し、資源化センター(豊橋市)については H18 年度資料がまだ公表されていないことから、H17 年度の結果を示しています。

追加資料 - 2：各施設の排出濃度について < 資料に沿って説明 >

資料 2 - 1：ごみ処理施設の設置規模等の設定に関する資料 < 資料に沿って説明 >

資料 2 - 2：資料 1 - 1 において説明済みのため割愛

資料 2 - 3：各処理方式の概要(他事例の紹介) < 資料に沿って説明 >

資料 2 - 4：設備規模について(他事例の紹介) < 資料に沿って説明 >

資料 2 - 5：廃棄物運搬車両の運搬台数について < 資料に沿って説明 >

資料 3 - 1：地質調査計画資料 < 資料に沿って説明 >

資料 4 - 1：対象事業に係る環境保全措置の比較検討について < 資料に沿って説明 >

田中会長：ありがとうございました。事務局から補足説明することはございますか。

事務局 土橋副主査：事務局からの補足として、今回配布した資料に前回の議事録、庁

内調整会議幹事会の議事録、甲府市長笛吹市長からの意見、これまでに提出された質問に対する事業者の見解を付けましたのでご確認をお願いします。

(2) 質疑応答

田中会長 : 質問と事業者を確認することに絞り、最初に意見を出していただき、その後フリートキングの形で進めたいのでよろしくお願いします。

田中章委員 : 例えば方法書 2 - 1 1 ページの環境保全計画の内容は方法書の段階でこうしたものを示すということは、制度上どのようになっていましたか。これは土橋(事務局)さんに聞いたほうがよいでしょうか。

事務局 土橋副主査 :

この部分につきましては、予め分かっている(行うこととしている)措置については、事前に書いていただきたいという中で記載していただきました。これは、すでに定型的に行うことが決まっているものについては、予め予測条件に取り込んでいただきたいということでそこに入っています。

田中章委員 : そうしますと、ここに記載されている内容は準備書において評価、比較検討するという部分とは違う内容なのですか。まったく同じ文字が書かれていますか。

土橋副主査 :

この部分記載されていることについては、当然、予測評価を行う対象となるため、予測・評価の手法にも記載されています。

田中章委員 :

この部分に記載されているものは、すでに事業者として行うこととしているものであるため事業計画の一部です。環境影響評価の対象となるものは、調査の結果明らかになった環境影響に対する環境保全措置ですので、最初から分かっているものについては計画としてそのまま行えばよいし、それを示せばよいと思います。

そこは、制度的に技術指針との関係もあるとおもいますが、分かりにくい構成となっています。

田中章委員 : 続けて、環境保全措置の比較の中で生態系において回避、最小化、低減とあるなかで、「移植」というものがあるが、方法書の中では代償措置が移植ととらえているが、今回の計画は、移植という措置以外に代償をおこなうのですか。ちなみに、移植というのは代償措置ではありません。

代償措置を行うにあたり、何か貴重なものが開発によって失われる材料があるのであれば、それを最大限利用するというものであり、移植そのものは回避、低減、代償とは分けて考える必要がある。国の道路アセス等の基準がそうなので誤解もあると思いますが、きちんと分けていただきたい。山梨県の技術指針ではそのあたりがはっきり書いてあります。また、「回避・低減」という表現については、県の技術指針にはないので、山梨県の技術指針に沿った記述をお願いします。

片谷委員 : 資料 1 - 1 に複数案の整理ということで示されているが、戒めされている組み合わせは単純な組み合わせで 2 4 通りあるが、例えば大気予測の場合、排出濃度は搬入量に比例するのでその都度の再計算はしなくてもよいとおも

うが、それ以外は24通り全てについてシミュレーションを行うのですか。

事業者 村山：

資料としては24通りのパターンすべてについて計算を行うが、準備書にはそれら全てではなく、特徴的なものだけを抽出して記載することを考えています。その部分については、3ページ目のところに記載しました。

片谷委員：それら全てを書いたら膨大なページ数になってしまうのは承知していますが、計算を行うのであれば、細かいデータを全て掲載するのではなく、計算結果の最終的な部分だけは示していただければこちらとしても判断が行いやすくなります。その点をぜひご配慮いただきたい。

事業者 村山：

その部分については、見せ方という点からも資料編に乗せるなど配慮いたします。

田中章委員：方法書2-4ページで『施設配置については、今後の施設計画の中で、複数案の比較検討を行い、・・・』とし、今回の追加資料でその内容が少し明らかになったわけです。これは、方法書段階では何を行わなければ良いのかという点が技術指針に明確に示されていないため、コンサルタントとしても難しいところだとは思いますが、本来は方法書の中にどのような複数比較を行うのか、複数案は何を考えているのかということであり、資料に記載されているのはとても細かくこれはもう調査に入っているともいえます。

こうした段階に入る前にもっと大枠の「このアセスをどのように進めてゆく」ということが示されなければ、「意見書が出なかった」と言っても、こうした状況では意見書も出しにくいと思います。今の時点で、この方法書を作り変えたとしても市民に公開する時点はないわけですので、それをどう考えたらよいか分からないが、肝心の複数案の比較で行うという考え方をどのように行うのかについては、大枠を方法書に示すべきだったのではないのでしょうか。これは、県(事務局)に対する意見になります。

平林委員：今の意見に関係するかもしれませんが、資料1-1-2の「処理方式複数案の検討方針」において、例えば、処理方式については「焼却+・・・」と記載されていますが、これ以外にも処理の方法は多々あると思います。しかし、なぜ、この2つの方式に絞られてきているのかが不明です。今回は、そのあたりを詳しく説明していただきたい。具体的な処理方式については、詳細な説明を頂きましたが、採用された経緯については説明がありません。同様なことはどの項目についても言え、例えば、煙突の高さでも59, 80, 100mと記載がありますが(もちろん高くすれば景観上、問題となり、低くすれば、近くに様々な物が落ちることが懸念される)これがどうして59, 80, 100mとなるのか説明がありません。150mでは航空標識を設置しなくてはならないなどの問題があることはお話しがりましたが。先ほどからの説明の多くはこのようなパターンで解説されていますので、そのあたりを詳しくお話し頂けますか。

事業者 中川：

処理方式が「焼却+灰溶融」「ガス化溶融」に絞られた経緯ですが、これはH18年度に「ごみ処理施設基本構想という計画」がありその中の「モデル処理システムの検討」の章において検討されているものです。具体的に今回のごみ処理施設は、可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみを処理するものであり、これを行う施設はそれほど多いものではないがいくつか処理方法が考えられる。しかしその中で交付金、つまり国の補助金を頂いてできる事業と、今回行う事業の条件を比較する中で、中間処理の技：動向を踏まえる中で、これらを選定したものです。例えば、ごみ処理の目的に合致するか、技術動向として十分確立されているものであるか、又は、今回処理する処理システムに対応するものかといったあたりから絞込みを行い、少なくともこれに合致するのは、「焼却+灰溶融」又は「ガス化溶融」に落ち着くのではないかと検討されたところです。具体的にはこれらの中には細かく機種があるのですが、これから先については、今後検討することとなります。

事業者 村上氏：

続きまして、煙突高さについてですが、一般的には59mを設定する施設が多いです。これは、60mを超えると航空法の関係があるため最大59mで設定しています。今回も航空法の関係からは59mが考え方の基本となると考えています。

そのほか80、100mとしている考え方は、まだ「案」として資料に示しているものであり、その高さで予測を行うかについては検討しているが、処理施設の高さが40m程度となると考えている。そうするとダウンウォッシュやダウンドラフトの関係で煙突の高さが建物の高さの2.5倍以下では影響を受けることが考えられ、最大100m程度を想定しておけばこれらのことについて、大気汚染上は考慮しなくてもよいのでは考えている。また80mは59mと100mの中間点と考えています。

平林委員：今、ご説明いただいたような内容が、この委員会が開かれる前提条件として、非常に重要な部分であると考えます。こうした情報が与えられることにより、調査・予測及び評価の手法が適切かどうかについて考えることができると考えます。こうした点を丁寧に説明していただけるとありがたいと思います。

また、資料1-2-1について他事例と比較し、紹介している表があるが、この表中に示されるごみ処理施設の排出濃度等はどのような根拠によるものか。決まっていない要因がたくさんある中でどのように設定したのでしょうか。

事業者 村山氏：

指摘の表の排ガス濃度に数値が入っているが、ここには法律上決まっている数値を載せているだけです。今回の施設規模で定められているものです。

平林委員：分かりました。法律の基準がただ記載されているということですね。

工藤委員：同じ表で焼却施設における排ガス量、温度が未定となっているが、これらは処理方式等により変わってくると思うが、このあたりの予測は要因をどの

ように設定して行うのか。

事業者 村山氏：

排ガス量を検討する前に、処分するごみの質を設定する必要があるが、各メーカーにヒアリング等を行ない排ガス量、排ガス温度予定を調査する予定です。

ただ、ごみ処理施設の場合、環境アセスメントの中で代表機種として、1メーカーにすることはなかなか難しいものである。また、平均にするのか、最大の危険側を評価指標するのかについて検討する予定です。

工藤委員：そうした点を記載していただくのが大切であり、これほど厚いものではなく、肝心なところをコンパクトに検討すべきところをまとめて頂きたい。

また、事業の内容が確定しないという、特殊、先進的な事例という事ですが、イメージとしてつかみ辛いのが、資料1-1-3の表7のような、出力が今後出てくるとは思うのですが、これが出た後それを最終的にどのように総合評価するのかイメージがつかめない。例えば、煙突については、高くすると大気汚染上はよい方向に向くかもしれないが、景観についてはよくないという、相反する問題が出てくるとは思うが、それをどのように評価してゆくのかその方針とか、また、この結果と評価を基にしてこの事業の最終的なスペックが決められるのか、あるいは最後まで選択肢として残されたままなのか、また準備書としてどのようなアウトプットが出てくるのかイメージができないのですが説明をお願いします。

事業者 村山氏：

現在考えているのは、例えば大気と景観といった、相反するものについてはそれぞれに点数をつけて比較してしまうのは理想だとは思いますが、その根拠が事業者の作為的なものになってしまうと思っており、それができればよいと思っているが、表7においてそれぞれの案についてコメントをつけることにより整理し、相反する要素についても少なくとも事業者としての結論を提示すべきだと考えています。

福原委員：今まで各委員が述べていることは、前回の会議で全てがモヤットしていたために今回こうしたことになっているということであり、前回に比べると中身について議論できそうなものが出ている。例えば今、コンサルが言ったようなことを表現すると、「主観的なものが入るといけないから」という感じに取れたのですが、前回スコア制のような方法で行っては良いのではと申し上げました。

この場合、こうした場合にはこう判断するといった部分を予め明らかにしておくことで、「主観的な」ということにはならないと思うので、逆に、今コンサルが考えている手法のほうが、より偏るのではないかと思いました。

そのため、ぜひ、こうしたことが前提で、これを取り入れてみたといった具体的なイメージができる説明を随所に盛り込むべきだと考えている。資料4-1で比較検討という部分があるが、ひとつの例として、先ほど言われたように、低周波音という表現をしたものの中で「防振が・・・」と書いてい

ます。これを見ていると振動を制御すれば低周波音は出ないといった先入観を感じる部分が多い。それから、騒音・振動で言えば、建設時には入っている空気振動が稼働のところでは空気振動が入っていないように見えるが、そうした部分について十分精査されているのでしょうか。

私は、施設稼働時に騒音振動が発生しないとは思わないのでもっと突っ込んだ検討をお願いしたい。

田中章委員：少し細かいことになりますが、方法書4-88の水生生物の調査地点で、蟹沢川のN0.4の地点があるが、計画地内には小さな尾根があり南北2つに分断されているが、動植物の調査はこの北側の沢しか入らないが、水生生物だけは南側も入ることになっている。昨日見た感じでは南側の沢のほうが圧倒的に奥行きもあって、希少種が出る可能性があるのも、動植物生態系は水生生物の調査を行う側の沢を調査するようにしてください。

それと、今の図で『甲府市』と記載されている真下のほうに延びる今回の範囲から出てしまう部分の沢についても、動植物調査でちょっと入ることになっているようですが、谷津田の両側を歩かなければ、分からないと思うのでそちら側もきちんと歩くことが必要と考える。下流側が完全に開発されてしまうのだから、そこは調査ルートとして入れること。

続けて、「里山生態系」という言葉がどこかで使われていましたが、計画地はその里山のランドスケープが残されている場所を完全に埋め立てて改変するものであるため、そのことに対する事業者の考え方は、方法書のどの部分に記載されていますか。

要するに、断片的に評価項目ごとになってしまっていて、方法書が形骸化してしまっています。今回の事業において重要なのは、里山景観であり里山生態系なのであり、そこを守るためには何をしなくてはならないのかがもっと絞られて方法書にもっと記載されていなければいけないと考えます。

また、人為的な谷津田のような部分については、人為的な起源であり放置され陸地化しているという記載がありましたが、当該地域については原生自然が残っているところではないので、人為的なものがよくないという考え方は合っていないと考えます。

里山は人為的な営みとの調和であることから、人の手が入っていないから貴重ではないという表現はしないほうがよい。

今後里山生態系等を守るときに例えば、大規模に埋め立てるロックフィルダムのようなものが直線的にできるわけですが、そういった部分はいつも直線でなくてはいけないのでしょうか。例えば、里山がフィヨルド状になっていますが、そうした形状を少しゆるくしたような形状にすることはできないのでしょうか。要するに代償の半円を組み合わせることにより直線よりも力学的にも強くなるはずだし、見た目も擬似里山景観としてよいのかとも考えるが、そういうようなことは今の方法書の仕組みでは、それぞれの分野がただ個別に書いてあるだけなので、計画地内をまとめてどのように守ってゆくのがどこを見ても分からない。そういうメリハリをアセス法以降は行いま

しょうとなっているのでもっと工夫していただきたい。

事業者 村山氏：

まず、動物の調査ルートについては、方法書に記載しているのは基本踏査経路として作成時点では、まだ計画地は道のある部分しか入り込めなかったものでこうした形になっていますが、ご指摘の川の下流側を含めて、現実的には、歩けるところはできるだけ歩きたという方針です。

また、人的な環境の扱いの部分における、里山ランドスケープ、里山生態系については、誤解を招くような書き方をした部分があったかもしれませんが、人的要因が入っているから悪いとはおもっていませんでした。里山環境としては価値があり、今回最終処分場の計画においては、水田といった水辺環境が面積的にはなくなりますが、それが事業と考えています。

また、水辺がなくなることに対する考え方としては、方法書には記載してなかったのですが、現在考えているのは、雨水調整池を水辺環境の場として代償していくことになるのかと考えています。もしくはこれに類するものを隣接して用意できるかといったことが今後の基本方針になるのではないかと考えています。

田中委員：直線的な法面を曲線的にすることはできるのでしょうか。以前河川はまっすぐでなくてはだめだとしていたが、今はそれを崩してきているときであり、それと考えがまったく変わらないのではないのでしょうか。直線的に行うことでコストは抑えられるのかも知れませんが、波打つようにすることは検討可能なのでしょうか。

事業者 仲川氏：

今回位置図で示したのは、あくまで最終処分場ができる問うことを想定して記載してあります。現在、峡東地区最終処分場検討委員会の中でこの場所が適地であるかどうかということについて環境調査を行っています。その後最終処分場の基本計画に移るのですが、現段階では概ねこのあたりにできるのではないかと想定で直線的に書いてあります。すでに計画に記載されているということで記載されているものではないということでご了承ください。

田中章委員：今の回答では分からないのですが。要するに今後検討する余地があるということですか。

事業者 仲川氏：

計画は今からのことになりますが、その計画の中ではあるかとは思いますが。（案）には計画地のひとつの配置の中のひとつの案として記載したものであり、こうした形の最終処分場ができるのではないかと記載したものです。

田中章委員：こういう形になると想定して書いているということですか。ここで話したような形にならないのかということを知りたいです。

事業者 仲川氏：

最終処分場の部分については、実施主体が変わるので明言はできないが、

土木構造的には直線的にという話のなかで、この段階では、私たちのほうからは説明できませんので、後日回答させてください。

田中章委員：余熱利用施設の方の法面はどうでしょうか。

事業者 村山氏：

余熱利用施設の法面についてこちらの施工になりますので、立体的な造成を考えてゆきます。

湯本委員：先ほどの水生生物の調査の調査対象ですが、付着藻類、魚類、底生生物とありますが、両生類、爬虫類に対しても水生生物として考えなければ調査ができない部分があります。それがどのように調査されるのかと方法書を見ますと哺乳類と同じライン上で調査をするのであればおそらく出て来ないものが多いのではと考えます。ですから、両生類、爬虫類につきましては、水生生物と両方の面を持ったものとして調査をしていただきたいと思います。

事業者 村山氏：

そのあたりもカバーできるように調査を行ってゆきたいと思います。

平林委員：方法書の4 - 29大気の部分ですが、大気質の状況と気象の状況において調査地点を1地点としているが、このようにした考え方を説明してください。

事業者 村田氏：

大気質の測定地点は方法書4 - 28の図で示すとおり5地点あります。4 - 29については、環境影響要因ごとに表を作ってあり、ここでは建設地の粉じんの影響について記載してあり、調査地点としては図中No. 1を考えています。

煙突・大気については、「施設の稼働」として方法書4 - 33 ~ 35に調査・予測手法を記載してあります。これらについては、少し離れたところに影響が出ますので、No. 2 ~ 5の調査地点を想定し設定してあります。

平林委員：ご説明頂いた部分は分かっていますが、測定地点をライン状に複数点をとるといったことは考えていませんか。

事業者 村山氏：

直線上に測点を設けることについては、得られた結果とその活用ということで、現在の考え方は直近での詳細な気象データがないので大気質の測定地点を設定するのは難しかったのですが、基本的には周辺の民家が集中しているところ及び、方位としてなるべく東西南北にばらつくように大気質の測定地点を設定している。そして、人が住んでいるところを代表地点して、現況の大気の濃度はおさえておく必要があると考えます。測点を直線上にすることは測定地点が増加し濃度の差は出てくるのですが、その結果の活用方法があまりないと考えています。その結果現在は4地点となっています。

工藤委員：関連して、大気質の調査地点ですが、ゴミ収集車の走行ルートも今後何パターンか検討し、絞り込んでゆくということで、ルートによっては、ゴミ収集車が集中するところが出てくるとおもうが、そうしたことも考慮してこの調査地点を設定したのですか。

事業者 村山氏：

まず運行ルートについては方法書 2 - 9 において、周辺の運行ルート(図 2 - 2 - 6)を掲載しました。事業計画地の北側に甲府市、北東側に笛吹市、さらに山梨市、甲州市と続きます。

基本的には、右上の縦(南北)に通るルートは笛吹市と契約した車両が入ってくるルート、甲府市については国道 3 5 8 号が中心となると考えられ。一部計画地南側からの 3 ルートが想定される。

こうした地点を、分散させるのか比率を変更するのかにより比較評価を行ってゆきたいと考えています。また、大気質の測定地点としては、国道沿いなどにおける現況の大気質が測定できるような地点は設定していない。現在は No . 2 ~ No 4 において側面的な現況を抑えようと思っている。

片谷委員 : 要するに、今回の現地調査の結果の活用は、予測評価のバックグラウンドとして使うのですね。それを明確に書いていただければ分かる話です。そうした使い方をするのであれば、周辺の人家が集中している地域を東西南北方向に 4 つ設定したということであれば納得できるのですが、その部分が明確に記載してあれば問題なかったのではと思います。あくまで説明の問題です。

平林委員のおっしゃる直線方向の測定の考え方については、アウトプットとして濃度のコンター(等濃度線)が作成され、中心から放射状の濃度分布が示されるという理解でよろしいですね。

事業者 村山氏 :

そのとおりです。

福原委員 : 今の、片谷委員の発言とオーバーラップしますが、騒音、振動の測定をする場所について、このような場所は現在と開発後では、このような自然の豊かなところは、対象を人のみとするのではなくて、他の生態系に対してどのように影響するのかについても考えていかなければ、総合的なバランスは取れないと考える。

ですから、今回の事業計画においても、具体的に言えば法に基づく環境基準等との対比のみではなくその周辺に生息する動物等への影響についても常に考慮しながら対応するという姿勢で進めていただきたい。

確認ですが、資料 4 - 1 の中で稼働時の事についても騒音振動の予測等をきちっと入れていただけるのでしょうか。

事業者 村山 :

ごみ処理施設の稼働時については、騒音振動は入っています。

福原委員 : 騒音等について、先ほど述べたような騒音の考え方についても示していただけるのでしょうか。

事業者 大矢氏 :

方法書 4 - 8 2 において動物についてもこれらの影響についての検討について記載しています(予測の基本的手法)。

田中章委員 : 関連して、生態系で H E P を行うとしているが、今の時点で分かっている、予想される範囲で、どのような H E P をどういった目的で行おうとしているのですか。

事業者 村山氏：

今考えている範囲は、カバータイプとして水田、樹林地等であり、水田は処分場、ごみ処理施設は果樹園もしくは樹林地、そして、水田が放棄された湿的環境や付け替えがされる蟹沢側の等の5種類が主なカバータイプとなる。水田については大部分が処分場になってしまうので、それが影響として一番大きいと考えています。また、評価種としてはまだはっきりとはいえないが、カエルとか普通種であり情報が多くあるものを選定しなければS Iモデルなどの数値化の際に難しいと思いますのでなるべく普通種と考えています。また、樹林地については、これまで踏査を行った際にオオムラサキを確認しているので、オオムラサキが妥当ではないかと考えています。

田中章委員：そこで、委員全員の意見にも関連するところですが、オオムラサキでは騒音はあまり関係なくなってしまうかもしれませんが、S Iモデルの中に騒音に対する適正、不適正を必ず入れていただくようにしていただきたい。あと、光ですね。あのあたりであればゲンジボタル、ヘイケボタル等への影響ですね。カワニナは結構いました。

田中会長：だいぶ時間も経過しました。現場で湿地ができる、例えばあのあたりで山崩れが起きればダムアップする。そうするとそこに湿地帯ができ、湿生の植物も生えてくるだろうし、昆虫などいろいろなものも出てくるというように多様なのですね。

こういうものを作るに際して、多様性を持たせるような地形や地質等さまざまな環境を用意しておけば、再び多様な自然が戻ってくるという、そうした基本理念に立ち事業を行い、あまり画一的な形で行わないことがひとつは自然の多様を生み出すということだと考えます。

このあたりは、本来は意見書のほうで述べるべきかもしれませんが、事業者と接触する場はあまりありませんので述べておきます。

また、曾根丘陵は普通の扇状地とは異なり、北東 - 南西方向の活断層系が多く通っていて、その結果、傾動地塊が出て坊ヶ峯のように甲府盆地に向かって急勾配で落ちていく地形が見られるところです。しかし、地表は被覆されているのでなかなかそれを見ることができず難しい場所ではあります。しかし最近、豊富の農道が出来たことから、活断層の路頭がはっきり見ることが出来ます。今後風化、表面が覆われて分からなくなってしまう前に確認をしておき、方向、規模などを把握しておくことは、今後大切な情報になると思われま。場合によっては、発生した時期も判る場合もあります。

場所は方法書3 - 8の中央市と書かれている上の辺りに新しく切った道路の法面があり自然遺産にしてもよいほどの活断層が見られます。

田中会長：そのほか意見等はございますか。内容であれば、ここで10分程度の休憩とします。会議再開後、フリートーク形式での意見交換を行います。

(3) 意見交換

田中会長 : これより本案件についての意見交換を行いたいと思います。事業者の方につきましては、ここからは、発言することができませんのでご了解ください。

それでは、意見交換をはじめたいと思います。

この場で意見を十分出していただき、事務局に知事意見の骨子としてまとめていただき、それを27日に検討して、最終的な知事意見としてまとめることとなります。ご意見がございましたらお願いします。

この場合は、フリートーク形式を進めたいと思いますので、よろしく申し上げます。

鈴木委員 : 方法書の4 - 80の陸上植物調査において計画地は概ね入っているのですが、甲府市との境の尾根のところについては、重要だと考えるので、基本踏査路線に加えていただくことと、甲府市との境の尾根から北側の斜面については、何本か重要な谷筋を確認していただきたい。

もう一点は、敷地内の余熱利用の施設ということで部外者がある程度はいるということから、公園的な機能を持つ空間をかなり作っておく必要があると考えます。そうした空間を先ほどから言われているような里山的な空間ということで、最初の図面で空間的に確保しておく必要があると考えますのでそうしていただきたい。

調整池をうまく利用したビオトープ等の水辺空間を用意して、先ほど会長が述べたように複雑な地形を用意しておけば、事業により消失するものの移植ができる空間となる。

今示されている施設計画はハード面のみであるので、環境というものも入れた図面をなるべく早い段階で作っていただきたい。

石井委員 : 先ほど田中委員が問題提起されている里山もありますが、ここには埋蔵物もたくさんあるところなので、それを最終的にこの場所の価値がどのくらいのものなのかということをごどこかで一度評価していただきたい。

その中にはおそらく地形であるとか、場所そのものがどうなのかについて、なにも書かれていないので入れておいていただきたい。

もう一点、搬入する車両の数が500台/日ということであれば、単純計算で1台/分となる。そうしたときにアプローチのところに清掃車が走るという景観についても考えていただきたい。今回示されている図面を見ると入ってきた清掃車がどこにプールされるのかということが分からない。また、レクリエーションの施設を作るといっているのであれば、その利用者との関連をどのようにするのが分からない。

質問になりますが、清掃車が施設に入り、物を下ろし、出て行くまでのサイクルはどれくらいのものなのでしょうか。

事業者 宮沢氏 :

概ね10分程度と考えています。

石井委員 : そうすると、渋滞という考え方では、車がどんどん溜まっていくという事になるのではないのでしょうか。平均で500台/日ですよ。

事業者 宮沢氏 :

甲府市が約490台/日という日もありますが、道路上で渋滞が起きているという現状はありません。

石井委員 : この場所では、最大何台くらい溜まると考えていますか。

事業者 中川 :

最大何台溜まるかということについては、現段階では分からない。また、パッカー車のように毎回同じ車両で来ることが分かれば ETC のようになりかなりコンパクトな進入が可能です。そして、パッカーはダンピング機能を持つのでごみは一瞬でおろすことが出来ます。ただ、一般持込みの場合、資源ごみの場合人の手で荷おろしをするので、入り口での計量や事業者の名前を確認するので料金所のようにする場合があります。ですので、現段階で1台何分かかかるかというのは状況に応じて考える必要がある、また、待車スペースの配置や大きさについては、これから施設計画を立てる中で検討することは確実に行われます。

田中章委員 : アクセス道路の話を経験でも検討してくださいというのに付け加え、生態系についても同様の検討をお願いします。

福原委員 : こうした設備を作る時に、町の中に作っても、こうした谷間に作っても、(アクセスの内容が)大体似ているようです。場所によってはそうした施設は煙突を含めてランドマーク的な構造物にする場合もありますが、私は今回の場合は、現地を見せていただく中で、景観の中にうまく溶け込むような構造とすべきであると考えます。それは形状であり色彩もであるが、そうしたことを考えて行うべきです。つまり自然どのように調和させるかということです。施設に自然をどのように取り込むか融合させるかという視点で考えていただきたい。

そうすることで、自分たちの出したごみを処理する施設であるにもかかわらず、こうした施設が人々に認知ということになるのではないのでしょうか。

そうした視点から実施されると、この地域では施設が自然にうまく溶け込み、そして上流からのきれいな水をどのように利用してゆくの、浸出水はどのように処理され自然への負荷をかけないようにするのかなど、そうしたことを考えてゆくことでこの施設はソフトとハードがうまく調和してゆくのではないかと考えます。

平林委員 : 関連して、今回の事業で最も大きいのは、谷を埋める、特に南側の蟹沢川の流域を大きく改変すると言った点です。この様な大規模な環境改変を行う時には、水の収支をある程度、定量的に測定しておくことが必要があると思います。定性的な水収支を出すことはそれほど難しくはないと思いますが、量的なものを把握することは難しい点も多々あると思います。しかし、是非、可能な範囲で取り入れていただきたい。このあたりは予測を誤ると、大変なことになるので。計画地は、基本的に地形的に水が集まる地形であるの

で、単に定性的な手法というよりも、上流側の集水域を含めて水の収支を出して頂きたい。定量的な予測ができる調査をしていただきたい。

杉山委員 : 今、話が出た、最終処分場の比抵抗の電気探査の測線ですが、2本目(右側)の測線については、一つ目の尾根で止まってしまっているの、左側の測線と同様にしっかり伸ばしていただきたいと思います。というのは、計画地の地質構造の不透水層の位置、その谷構造がどのようになっているかということをはっきり出すということが、水の収支に関係してくると思います。それを行った上でボーリング位置を検討していただく必要があると考えます。

もうひとつ、ボーリングの大体の粘性土、礫混じり度、軟岩が何メートル程度ということが示されていますが(資料3-1-2)、これは既存の柱状図等があり、どれくらいのところに不透水層があるという情報はお持ちなのでしょうか。

事業者 中川 :

まず1点目の比抵抗二次元電気探査の2本目の測線についてですが、この目的は施設(ごみ処理施設)の中で、確定ではないのですが井戸を作り揚水を行うことが可能であるかどうかを確認するために行っているものであり、それが、尾根筋上であることから、これを網羅するという形で設定したものであります。

次に、粘性土等の地層構成の情報についてですが、これから調査する中身、現在実施しているものの中身ですので、計測につきましては、周辺の地形地質や表面上など既存文献等のデータを収集し設定している値です。実際のものとは変わってくる場合があります。

杉山委員 : だいたいどのくらいのところに不透水層を想定していますか。

事業者 中川 :

地下水をためているところということですね。まだ結果が出ていない段階ですが、かなり深いところに地下水がありそうということが、現段階で分かっています。

概ね50mとかそういったオーダーの深いところという意味です。

杉山委員 : 今、2つ水のことが出たのですが、1つは施設(ごみ処理施設)で使う水というのは、そうした深いところのしっかりした帯水層の水を取るという調査と、ここを最終処分場とした時に湧いてくる水、おそらく表層水に近い数メートル程度のところにある粘性土の高いところの上に溜まっている水、これはきっと湧いてくると思います。そうするとこの測線(右側)をもう少し伸ばしておいたほうがよいと思います。それと、揚水試験を行うような井戸はもっと深いものではないかと考えます。それと、表層に近いところの水位を確認する井戸は違うものになると考えますが。

事業者 中川 :

おっしゃるとおりです。今、私が言ったのは揚水試験をする井戸であり深いところの話です。比抵抗二次元探査は、その深いところから水を取るためにどの深度からとるかを確かめるために設定した測線であり、ボーリングの

ほうは比較的浅いところ10～20m程度の地盤の状態を確認することを目的としており、先ほど指摘された谷地の浅いところの地下水（複流水）につきましては、場所にもよりますが今行っているボーリングの状況では、5～6mのレベルで地下水が出てくるのですが、これから詳細に検討しなくては分からないが、地下水が一時的に出てきても、そのもう少し下の砂層にぶつかると地下水が下に逃げるなど、ポイントポイントで溜まっているのがわかったというのが現在の状況です。ですので、全ての調査が終わった段階で整理することとします。

杉山委員：再度確認すると、揚水試験用の井戸は50mとかもっと深いところの井戸を考えているのですか。

事業者 中川：

まだ、厳密な数値が出ていないので50、100、150mといった深いレベルのという意味であり、実際にはもっと深いところになる可能性が高いと考えます。

杉山委員：そうすると、揚水試験用の井戸は、結果を見て別途新たに掘削して揚水試験をするということですか。

事業者 中川：

そのとおりです。計画を立てるために現在比抵抗二次元探査を行ない、どの深さで用水試験を行ったらよいかという計画を立てるための調査の測線になっています。

ですから、実際の揚水試験を行う深いところの井戸はこの図面には載っていません。

杉山委員：不透水層の微地形のようなものを把握するための、浅層物探は行わないのですか。

事業者 中川：

今のところ考えていません。

杉山委員：そうしたものを検討してもらいたいと思います。

事業者 中川：

目的が違いますので。

杉山委員：今は建物（ごみ処理施設）の地下水をどこから取るかという話だからということに絞ってしまうのか、最終処分場のほうまで見るのかという話なのですが。

事業者 村山氏：

事業者がごみ処理施設と最終処分場のほうが異なるという話があり、今行っている地質調査の中では、ある程度最終処分場も関連するので、調査のほうを進めているのですが、そこから、処分場のほうに突っ込んだ調査については、別の事業者のほうで行う部分でもあります。当然このデータを開示するなかで、処分場を行う側で見ていただきコメントしていただくというところもあります。

杉山委員：下（最終処分場用地）の方は現在どういう地質構造や水利地質構造の調査

が行われているのでしょうか。

事業者 宮沢氏：

処分場については、先ほど説明しましたように現在概況調査を行っており、整備検討委員会でここが適地であると判断されれば、その後調査に入ることになっています。

坂本委員：確認したいのですが。今回の方法書は処分場を含めて検討しているという認識ですが、それでよいですね。再度確認してください。これは最終処分場の影響も調査するという方法書ということですよ。そうでなければ話が分からなくなってしまいます。

事業者 大矢氏：

今回、条例にかかる事業としては、ごみ焼却施設ですが、影響として処分場を作るのであればそれを含めた環境影響評価を行わなくてはならないということになっています。

坂本委員：合わせて行わなくてはならないとなっているから、これはそのつもりです。ということですね。わかりました。

杉山委員：それで、今後、最終処分場を行うことにしましたという判断が出た後に、そちらが取られているデータを開示する中で計画が、こちらの会場で出されるということですか。

事業者 村山氏：

そのとおりです。事業者は異なるのですが、環境アセスメントを行う段階ではそれは関係ないということになりますので、両方入れた形でまとめてゆきたいと思いますが、最終処分場については現段階では決まっていなしかいえませんが、ごみ処理施設については、資料を入れました。

坂本委員：再度確認ですが、これに意見を言うわけですが、処分場も含む方法書として意見を述べてよいのですね。

事業者 村山氏：

そのとおりです。

田中章委員：今のことについて確認したいのですが、H E Pで複数案を比較検討するという時に、最終処分場の計画を含めて行うわけですね、そこは沢のまま残っているという形で行うわけではないですね。

事業者 村山氏：

そのとおりです。

山下委員：事業の様子がいづ分かってきたのですが、方法書という段階ですので、まだいろいろ意見を言えるということですし、また、そのために前回と今回の資料を見る中で、まだ設定が決まらない状態の中で話が進んでゆくのでなかなか話がまとまらないのではとおもっていましたが、この方法書の中で「こういうことをしてください」といって、それを知事意見としてあげるのが次回の会議ということですよ。

その後の手続はどのようになるのでしょうか。

事務局 土橋副主査：

今後の手続の流れについてご説明します。先ほどご説明いたしました資料「(仮称)甲府・峡東地域ごみ処理施設整備事業に係る方法書手続について」を見ていただきながら説明いたします。

現在ご議論頂いている方法書手続については、知事意見を提出することで終了します。

その後事業者は、現地調査、予測評価を行い、準備書を作成します。

準備書手続の流れについては、説明会、知事が意見を述べるまでの期間など多少流れに差はありますが、概ね方法書と同じような手順を踏むこととなります。

準備書では、予測結果、環境保全措置の不空数案の比較検討の結果を踏まえる中で、知事意見を述べることとなります。

山下委員 : そうしますと、ひとつの過程を過ぎてから今度は、A案、B案あるいはいくつかの案の中で場所の設定を含めてもう一度議論するということになるのですね。

私がひとつ気にしているのは、この施設が出来て、先ほど車の問題もありましたが、維持管理をどうしていくのかということ、さらにどのようにモニタリングをしていくのかということについてあまり語られていないような気がします、その点はいかがでしょう。

事務局 土橋副主査 :

制度の流れの中で、そうした部分についてはどのようになっているかということについてですが、事業を着手した時点から、新たに事業実施後の手続があります。その中で、中間報告書があります。中間報告書については、公聴会はありませんが住民への情報提供と意見募集、そして技：審議会で検討し意見を出すこととなります。この場合は、「意見を出すことが出来る」という規定の仕方になっています。また、施設が完成し供用開始された後については、時期等については不明確な部分ではありますが、完了手続として再度フォローアップの手続があります。

中間報告については、今回のケースの場合短期間に施設が完成することから、会って1回程度と考えていますが、これまでご議論いただきました土地区画整理事業や道路事業につきましては、中間報告書を複数回もらう場合もあります。

そうした形の中で供用開始後のフォローアップをすることとなります。また事後調査計画については、環境影響評価の結果を見てからということになりますので、準備書以降に織り込まれてくるものであると考えています。

田中章委員 : 今、事務局の土橋副主査からの説明で逆に分からなくなってしまったのですが、ここにはA案、B案というのは焼却リサイクル施設だけの話であって、余熱利用施設は一体として行うわけですね。合わせて最終処分場も評価の対象なのですね。

ここの本事業、事業計画は事業主体が異なったりするとは思いますが、余熱利用施設とごみ処理施設と最終処分場の3つが一体として評価の対象とな

っているということによいのですよね。

事務局 土橋副主査：

そのとおりです。

田中章委員：分かりました。

事務局 保延主査：

現在事業者は、方法書 1-1 にありますように甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合となっています。そして最終処分場の事業者が決定した時点で共同開発者としてここに名前が入ることになります。そして当然事業の内容も引き継がれることになります。

事務局 土橋副主査：

先ほど田中委員がおっしゃった配置 A、B がこの部分しか書いていないということでしたが、これはあくまで例であり、細かく書くことで煩雑になるのでごみ処理施設の部分をピックアップしたものです。

福原委員：先ほど会長が発言したことについて、とても気になったのです。間違っ
て解釈していたら申し訳ないのですが、とても大きな活断層がこの辺りにたくさんあり、その上にこの施設を作るというように取れました。

とするとアセス云々よりもっと根本的に施設について考えなければならないし、変な話ですが、先日の刈羽原発の例もありますので、中身は違ったとしてもこうしたアセスにおいても、考えるタイミングにもあるのかなと考えるわけですが・・・。

先生の意見を伺う中で、仮にそういったところで、絶対多くの活断層のあるこの場所に作らなくてはいけないとなったときには、どのように対応しておけばよいのでしょうか。とても根本的なことを提起された気がしますが、もう少しご説明をいただけるとありがたい。

田中会長：実は活断層については、1000年や2000年に一回動くものも活断層
ですので、普通の家であれば100年持てばよいところだと思いますが、全国で言えば活断層は何千とありますので、どこかどうかで動くわけです。20～30年に一回中越のようなひずみ帯で起きたりします。

曾根丘陵の場合は200年から3000年くらいのオーダー（単位）で1回くらい動いているのではないかと推定されています。

そういうものを一体どの程度、実際に我々が生活していく上でどのように判断し、利用してゆくのかという問題があります。

活火山についてはもう少し近い（短い）のですが、活断層という言葉が独り歩きをしてしまっているということもあります。活断層でなくても、断層上では異常振動を起こすので、同じ地震が遠くで起こっても、異常振動により被害率が大きくなるとかいろいろな問題が起こるわけです。

ですから、当地は周辺に北東南西方向にいくつか大きな活断層が走っているわけですから、そしてそれにクロスするものもあるわけです。それをどの程度
のリスクがあるのか考える必要がある。

その場合、「あの下には、そうした系統のものがなさそうだ」とか、という

ことを把握する程度のことはいかなるべきかと考えます。

実際に甲府盆地は3方向からの構造的盆地であり、深いところでは基盤まで1200mくらいあるのですから、それと同じ場岩盤が例えば、御岳昇仙峡まで上がってくるといことはそれだけずれているということですので、それが何万年とか何百万年という中でくるのです。

特に曽根丘陵や市ノ瀬台地というのはそうした意味で活断層が傾動したものです。こうしたものはなかなか、リニアメントや航空写真で追えるのですが、実際の路頭は掘削しなければ分からないので、曽根丘陵などでも分からないというのが現状です。(今回のように)たまたま道路を開削した際に確認できるとそれは貴重な資料として推定が出来るわけです。

それは活断層でなくても、廃棄物最終処分場もそうですが、(施設の)下に遮水シートを引きます、例えば地下水が先ほどから問題になっていますが、案外下の方を持って行ってしまいうので、たるんできて風化し破られるというのを実際、敷島等でそうした事例発生し水がたまらなかったという例がある。

そのため、このあたりについては慎重に調査が行われる必要があると考えます。

工藤委員 : 先ほどの大気質調査地点について、方法書4 - 38ページ「存在・供用時：廃棄物運搬車両の走行」の調査地点としては、影響を受ける恐れのある地域として「車両の通行する道路周辺、住宅周辺等を第1の地点」という記述があるのですが、先ほどのポイントでNo. 3の中寺尾地区は運搬車両のルートから離れているようです。また運搬車両が集まってくる部分としては上寺尾等が心配な地域ではないのかということから、こうしたところを選択する必要があるのではないかと考えています。

また、上層気象の観測について(4 - 34ページ)の調査期間のところに「夏季及び冬季の2季、各7日間(8回/日)」とあるのですが、その期間を選定した理由が書いてあるが、ごみ処理施設の場合接地逆転だけでなく上層の逆転も観測しておく必要があるのでは、春と秋にも実施すべきではないかと考えます。

また、接地逆転につきましては、こうした地形ですので厚く発達する可能性もあるかとは思いますが、接地逆転の発生頻度を把握する意味で地上気象の10mのポールを立てるわけですから、1.5mのほかに10m又は9.5mあたりにもう一つ気温センサーを設置し、接地逆転の発生頻度を把握しておくことは、それほど労力がかからないのでやっておくべきと考えます。

また、方法書の書き方として上層気象の観測に関する記述が少なくてもどのようなゾンデを使うのかがよく分からなかったのですが、地形が複雑なので、山の影響をどれだけ受けるのか分かりませんが、できればGPSゾンデを使うのがよいのではと考えます。

田中会長 : 知事意見に反映すべきことがまだございましたらお願いします。

田中章委員 : 非常にたくさんの意見が出ていますけれども、方法書はもう作り直さないのですよね。方法書はアセスの設計図ですから、知事意見が出てから

それが整理されるのですか。「最終的にこのようにアセスを行います。」といった形でまとまるのですか。もう縦覧はしないのですよね。

事務局 土橋副主査：

制度上、修正した方法書を提出するという手続はありません。あるとすれば、事業者に協力をお願いする中でできればということになります。制度上は準備書において「こうしました」という形で明らかになり、知事意見に対する事業者の見解も明らかになります。

田中章委員：準備書ということは、すでに調査は終わってしまっている段階ですよね。ですから、やはり準備書の調査が始まる前に、知事意見に対してどのように考えを整理し、「このような設計図で進めます」というようなものがなく、スクリーニングがまとまらない仕組みというのは何かしっくりしませんね。

事務局 保延主査：

基本的には、方法書は事業者が作りますので、今先生がおっしゃったように、事業者として住民に公開するということはどうでしょうか。

田中章委員：市民にまで公開するということは一足飛びには無理でしょうから、少なくとも審議会の委員には調査前のまとめの情報提供がなくてよいのでしょうかということです。

事務局 土橋副主査：

これは、前回の道路の知事意見等で記載させていただいたのですが、「調査計画がまとまった時点で知事と協議すること」というようなコメントを付けました。

そうした、知事意見をつける中で事業者から情報提供をして頂くという手法はあります。そうした部分の中で提出を頂き、委員の皆様へ情報提供することであれば、事業者の考え方もあるかもしれませんが、方法としてはそうしたものになると考えています。

田中章委員：非常に限られた回数でこういう重大な話を審議するときの方法として、例えば、今回のように重要な追加資料が後からパラパラ出てくるのはやむをえないと考えます。事業が動きながら進めているわけですから。

しかし、それが毎回ちゃんと、例えばバインダーに挟まった資料の範囲が今回の審議の内容だとか、それを反映した方法書は最終的にこうなっているとか、という物が今の制度ではそれが出来ないということですね。

事務局 土橋副主査：

制度的にはそうなっていません。

田中章委員：それは、制度として大きな問題かもしれませんね。制度の問題なので違う話ですが。

平林委員：陸上動物の調査についてですが、方法書4-85です。昆虫類はライトトラップで飛翔性の昆虫相を調査する、また、ベイトトラップで徘徊性の昆虫相を調査するということだと思います。方法書4-82の調査地点のところで、ベイトトラップについては「生息環境の異なる4地点程度で各20個程度設置する」と記載されています。調査地点を4地点として設定しています

が、あと1～2地点増やしたほうが良いと思います。具体的には、調査地域の北西側、図(方法書4-85)の左上になりますが、尾根の上か、尾根から外れたところ、など、現在の調査地点が設定されていないところで、ベイトトラップあるいはライトトラップを設置し、昆虫相を把握することは全体を把握する意味で必要かと思います。

また、ベイトトラップについては、「どのようなベイトを使うか」ということにより、集まってくる昆虫類がまったく違ってしまいますので、どのようなベイトを使うのかを明らかにしておいて下さい。また、使用するベイトの種類についても、この意味で、十分検討していただきたいと思います。

田中会長 : ほかに意見はございませんか、現在4時20分です。

なおいっそう、気が付いた事があれば、事務局のほうへ直接お話願ってそれらを検討して頂くという事もひとつの手だとおもいます。

いずれにせよ、次回8月27日の技術審議会においてこれをまとめたものが出てきてそれを皆様で検討することになるわけです。

では、これで意見交換を終了させていただきたいと思います。

事務局には、これで意見が大分出たと思いますので、それを反映しながら知事意見をまとめるようお願いします。

後で気がついた点については、早めに事務局に連絡をして、反映してもらえるようにしていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

議題2 その他

田中会長 : その他として何かありますでしょうか。

田中章委員 : 今日私が申し上げた点は、技術指針等に問題がある、というより時代遅れになってしまっているということです。技術指針はどれくらい前のものだったか。

事務局 土橋副主査 :

平成9年です。

田中章委員 : 比較的新しいですね、しかし、その間に環境影響評価は戦略的環境影響評価や、ガイドラインが出来るなど、どんどん変わってきています。

今回の事例のように、方法書のタイミングも事業者が作った方法書がいきなり、こうした審査会の検討を経ないで市民に公開されても、分かりにくい方法書が出たのでは、意見の出しようがないと思います。

そういった意味で、技術指針の内容についてそろそろ見直して実質にあったような形にならないとだめなのかなという気がします。

あと、回避、最小、代償といった話も、今の技術指針のもかなり明確に書いてあるにもかかわらず方法書には回避・低減と書いてあるということの中で、技術指針の「ありかた」についても検討する必要があります。

絶対に守らなくてはならない部分と、参考として示す部分を明確に分けて作らないと、環境コンサルタントのほうもわかりにくいと思います。

そうした課題があると思いました。

田中委員 : そのほか何かございますか。なければ、事務局からあればお願いします。

事務局 土橋副主査 :

事務局から、現在手続き中の案件について事業者に進捗を確認した状況を別紙により報告します。

< 資料 「手続き中の案件について」 に沿って説明 >

- ・ 甲府外郭環状道路北区間：調査終了年度内に準備書手続に入る予定
- ・ 甲府外郭環状道路北区間：調査を開始した

(進行 秋山総括課長補佐)

これをもちまして、本日の環境影響評価等技術審議会を終了させていただきます。
お疲れ様でした。